

令和 3 年 6 月 2 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01340

研究課題名(和文) 民法(相続関係)改正が物権法・不動産登記法に及ぼす影響の分析

研究課題名(英文) Analysis of Influence of Reform of Code Civil and Land Register Law

研究代表者

七戸 克彦 (SHICHINOHE, Katsuhiko)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：00206096

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：平成30年7月6日法律第72号「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」は、「相続させる」旨の遺言に対して、対抗要件主義を適用する改正を行った。

対抗要件主義適用の法律構成に関しては、当初は、遺贈と同様の法律構成が採用されており、その結果、対抗要件主義の理解に関しても、意思表示制限説に依拠していたが、その後、遺産分割と同様の法律構成に変更された。しかし、改正の内容は、対抗要件主義の一般原則である民法177条・178条・467条に手を加えるのではなく、これらとは別に899条の2の条文を新設する方法が採用されたため、条文解釈に齟齬が生じていることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新設の民法899条の2の問題点に関しては、法政研究85巻3・4号(2019年)159頁、市民と法116号(2019年)32頁、法政研究87巻1号(2019年)190頁、2号226頁、4号(2021年)350頁の3本の論考を発表したほか、新たに創設された配偶者居住権の制度に関しても、法政研究86巻3号(2019年)464頁、法律時報92巻5号(2020年)71頁の2本の論文を公表した。

研究成果の概要(英文)：Heisei 30 (2018) July 6 Act No. 72 "Law which revises a part of Civil Code and Domestic-Proceedings Adjective Law" performed revision which applies principle of inoposabilite" to the will of the purport "I make it inherit.

I examined 2 of new Article 899-2 of Civil Code.

研究分野：民法

キーワード：平成30年民法改正 「相続させる」旨の遺言 対抗要件主義 民法899条の2 特定財産承継遺言

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、平成 29 年民法(債権関係)改正に関する 2015 年度基盤研究(C)課題番号 15K0320「民法(債権関係)改正が物権法・不動産登記法に及ぼす影響の分析」と同様の研究手法で、平成 30 年民法(相続関係)改正の内容の分析と、民法物権法・不動産登記法分野の理論並びに実務に及ぼす影響について検討したものである。

(2) なお、同様の問題意識に基づいて、現在は、2021 年度基盤研究(C)課題番号 21K01224「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)改正と物権変動論」を採択いただき、継続的な検討に従事している。

2. 研究の目的

(1) 平成 29 年民法(債権関係)改正と同様、平成 30 年民法(相続関係)改正においても、法務省の立法担当者の解説書が、新法の立法者意思を体現したものと受け取られ、「立法担当者の解説書の解説」が巷間に氾濫した一方で、旧法の立法過程や、旧法下における判例・学説の展開を、新法の立場を等価で対比する研究手法は、等閑視される傾向が見られた。

そこで、本研究では、旧法下における判例・学説の立場や、改正法の立法過程における議論の変遷を丹念に追跡することで、上記のような今日の一般的風潮に対するアンチ・テーゼを提起することを心掛けた。

(2) 具体的には、新設の民法 899 条の 2 に関して、立法過程の当初における、対抗要件主義の理解に関する「遺贈と登記」事例を念頭に置く意思表示制限説的な説明が、いかなる経緯を経て、「遺産分割と登記」事例を念頭に置く後世に変質していったのかを検討対象とした。

また、新設の配偶者居住権の制度に関して、そもそもの改正の背景が、法律婚の配偶者保護に存したにもかかわらず、結果において、内縁配偶者に関する判例の保護よりも弱いものとなってしまう経緯を検討対象として選択した。

3. 研究の方法

(1) 上記のように、平成 29 年民法(債権関係)改正と同様、平成 30 年民法(相続関係)改正に関しても、法務省の立法担当者の「一問一答」「Q&A」方式の解説書の内容を、無批判に受容する傾向が強かったことから、研究の方法としては、第 1 に、旧法時代の判例の全体像や、学説の対立状況を整理し、立法過程における議論と対比する手法を採用した。

(2) また、第 2 に、法制審議会の総会への諮問から、民法(相続関係)部会の審議資料と議事録を一つ一つ追跡して、議論の変遷をたどる手法を採用した。「部会資料 1」あるいは「部会第 1 回会議録」から順を追って、すべての原案および審議の経緯をたどる研究方法は、今まで行われてこなかったものであり、本研究の特徴の一つは、この点にあるものと考えている。

4. 研究成果

(1) 平成 30 年民法(相続関係)改正の眼目の一つであった配偶者居住権制度に関しては、「配偶者居住権 ある皮肉な物語」法政研究 86 巻 3 号(2019 年 12 月)F1 頁~F33 頁(464 頁~432 頁)、「配偶者居住権を論じて所有者不明土地問題に係る民法・不動産登記法改正に及ぶ(小特集:民事法改正と不動産登記 日本登記法学会第 4 回研究大会)」法律時報 92 巻 5 号(2020 年 5 月)71 頁~79 頁の二つの論稿を公表した。この論点に関して用いた手法は、法改正以前に存在していた判例の立場との対比である。配偶者居住権の制度設計の際に、立法担当者が選択した判例(最(3小)判平成 8・12・17 民集 50 巻 10 号 2778 頁)は、建物に居住する相続人が配偶者でない事案(被相続人の子の事案)であり、判旨は、共同相続人間の争いが遺産分割の手続で解消するまでの間、暫定的に被相続人の死亡する前の建物の居住状況を継続させる趣旨に出たものであった。そのため、同判決を参考に制度設計された改正法の配偶者居住権の制度は、存続期間と、注意義務の 2 点に関して、生残配偶者に著しく不利な内容となっている。すなわち、配偶者短期居住権は、遺産分割が行われるまでの、単なる明渡猶予の制度にすぎないものとなっている。一方、生残配偶者の建物の居住に際しての注意義務は、自己の物と同一の注意義務ではなく、使用貸借と同様の善管注意義務とされている。これらは、内縁の配偶者に対して従来の裁判例が認めている保護よりも弱い。

(2) 一方、いわゆる「相続させる」旨の遺言(相続分指定遺言および遺産分割方法指定遺言。なお、後者については改正法で「特定財産承継遺言」という名称が付与された)につき、法定相続分を超える部分に関して対抗要件主義を適用する新設 899 条の 2 の規定に関しては、部会資料および部会会議議事録を逐一追跡してゆく研究手法を用い、その成果については、「相続と登記 民法改正(新設)899 条の 2 をめぐって」法政研究 85 巻 3・4 号(2019 年 3 月)159(935)頁~222(998)頁、「(特集・相続と土地法をめぐる現代的課題)相続と登記をめぐる課題 民法改正(新設)899 条の 2 をめぐって」市民と法 116 号(2019 年 4 月)32 頁~40 頁、「民法 899 条の 2 をめぐって(1)」法政研究 87 巻 1 号(2020 年 7 月)F81~F143 頁(190 頁~128 頁)を公表した。899 条の 2 の原案に関して、当初の議論では、この問題を「遺

贈と登記」の論点の一つとして捉えており、しかも、登記がなければ対抗できない物権変動の種類に関する判例の無制限説の立場にもかかわらず、意思表示制限説的な説明が行われていた。ところが、審議の途中から、899条の2の原案の規律は、遺言制度（「遺贈と登記」の論点）の個所から、遺産分割（「遺産分割と登記」の論点）の個所に移し替えられたために、議論に混乱が生じた。同条をめぐる理解の対立は、改正法が施行された2019年7月1日および2020年4月1日以降も継続している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 92(5)
2. 論文標題 「配偶者居住権を論じて所有者不明土地問題に係る民法・不動産登記法改正に及ぶ（小特集：民法改正と不動産登記 日本登記法学会第4回研究大会）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 71-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 87(1)(2)(4)
2. 論文標題 民法899条の2をめぐって(1)～(3・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 (1)F81-F143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4061283	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 116号
2. 論文標題 （特集・相続と土地法をめぐる現代的課題）相続と登記をめぐる課題 民法改正（新設）899条の2をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 32-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 （小特集・不動産登記の真正の担保〔日本登記法研究会第3回研究大会〕）不動産登記の真实性担保手段 旧登記法から資格者代理人方式まで	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 62-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 119号
2. 論文標題 所有者不明土地問題に係る民法・不動産登記法改正の議論を追う(上)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 25-43
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 120
2. 論文標題 所有者不明土地問題に係る民法・不動産登記法改正の議論を追う(下)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 32-50
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 86巻3号
2. 論文標題 配偶者居住権 ある皮肉な物語	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 432-464
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 85巻3・4号
2. 論文標題 相続と登記 民法改正(新設)899条の2をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 159-222頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 116号
2. 論文標題 相続と登記をめぐる課題 民法改正（新設）899条の2をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 32-40頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 七戸克彦	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 不動産登記の真実性担保手段 旧登記法から資格者代理人方式まで	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 62-72頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 七戸克彦
2. 発表標題 配偶者居住権を論じて所有者不明土地問題に係る民法・不動産登記法改正に及ぶ
3. 学会等名 日本登記法学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 七戸克彦
2. 発表標題 民法改正（新設）899条の2をめぐって
3. 学会等名 関西大学法学研究所講演会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 七戸克彦
2. 発表標題 相続と登記をめぐる課題 民法改正（新設）899条の2をめぐる
3. 学会等名 日本土地法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 七戸克彦
2. 発表標題 不動産登記の真実性担保手段 旧登記法から資格者代理人方式まで
3. 学会等名 日本登記法研究会（日本登記法学会）（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------